

昇龍道プロジェクト推進協議会設置要綱 の改正について



昇龍道プロジェクト推進協議会設置要綱改正案



【改正案】

【現行】

第1条 略

第1条 略

第2条 協議会は、**海外**から中部北陸9県へのインバウンドを推進するための課題、すなわち、魅力的な観光資源が凝縮している中部北陸圏の海外へのプロモーション、中部北陸圏によるおもてなしの心と受入環境のレベルアップについて、関係者が、効果的に、かつ、一体感を持って自主的に取り組むために組織する。

第2条 協議会は、**主に中華圏**から中部北陸9県へのインバウンドを推進するための課題、すなわち、魅力的な観光資源が凝縮している中部北陸圏の海外へのプロモーション、中部北陸圏によるおもてなしの心と受入環境のレベルアップについて、関係者が、効果的に、かつ、一体感を持って自主的に取り組むために組織する。

第3条 略

第3条 略

第4条 協議会は、各参加者が自主的に、かつ、参加者相互の連携を重視しつつ、次に掲げる事項に取り組むものとする。

第4条 協議会は、各参加者が自主的に、かつ、参加者相互の連携を重視しつつ、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) **海外**から中部北陸9県への観光客を誘致する際の課題の把握。
- (2) 国内外に向けて「昇龍道」の広報、普及啓発、中部北陸9県の観光地の魅力発信等のプロモーション。
- (3) **海外**からの訪日外国人観光客の増進に向けて、おもてなしの心及び受入環境のレベルアップ。
- (4) その他、**海外**からの訪日外国人観光客の増進に資する取り組み。

- (1) **主に中華圏**から中部北陸9県への観光客を誘致する際の課題の把握。
- (2) 国内外に向けて「昇龍道」の広報、普及啓発、中部北陸9県の観光地の魅力発信等のプロモーション。
- (3) **主に中華圏**からの訪日外国人観光客の増進に向けて、おもてなしの心及び受入環境のレベルアップ。
- (4) その他、**主に中華圏**からの訪日外国人観光客の増進に資する取り組み。

第5条 ~ 第9条 略

第5条 ~ 第9条 略

附則 この要綱は、平成24年3月9日から適用する。

附則 この要綱は、平成24年3月9日から適用する。

附則 この要綱は、平成27年3月26日から適用する。